令和６年度助成要綱　主な変更点

１　基本的な考え方～時代に即応した幅広い助成ニーズに応える～

生活課題の変化が急速に進む時代に即応するため、現在の助成状況に合わせた助成メニューへの内容変更を行うとともに、基準の明確化、文言の整理等を行う。

２　主な改正点

１．共通事項の改正

(1)　助成対象事業

・全国の共同募金会が統一的に行う令和６年度全国共通助成テーマ及び重点助成分野を掲げ、赤い羽根共同募金の認知度アップにつなげていく。

〇全国共通助成テーマ（運動実施に当たっての全国レベルの助成目標）

「つながりをたやさない社会づくり～あなたはひとりじゃない」

〇重点助成分野（従来からの共同募金の助成を活動分野で焦点化して示す）

①誰をも受け入れ、誰もが参加できる地域づくり
②健康でいきいきと暮らし続けられる地域づくり
③生きづらさを抱えるこども・若者とその家族への支援
④生活に困難を抱える人たちへの緊急支援（地域歳末たすけあいを中心に実施）
⑤災害ボランティア活動への支援

(2)　助成原則

・同一申請事業に対する助成は最長５年間又は５回とする原則に対する例外として、「こども食堂誕生日会・福産品応援事業」及び「災害ボランティア活動用機器助成事業」を追加する。

(3)　助成金の決定時期、事業の実施期間

・「こども食堂誕生日会・福産品応援事業」の事業実施期間について、事業ごとに分かれていたものを、年間を通じたものに統一する。

(4)　助成金の交付条件

助成金の使途及び変更・取消	機器整備における入札又は見積合せにおいて、「助成決定後」を「事業の実施期間内に」に修正する。 →助成決定が行われた３月中に入札等を行うことを防ぐため
助成機器等の管理	①管理期間について、財務省が定める「減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表」に記載のないものについて一律5年としていたものを、「単価が 10 万円未満のもの」とわかりやすく表記する。 ②用途変更及び廃棄について、管理期間中と管理期間後に分け、それぞれにおいて提出が必要となる書類名を明示する。 ③助成金により取得した機器等の「転売」は認められないとしたものに、「下取り」を追加する。
助成標示	事業費助成において、赤い羽根共同募金の助成を受けていることを一般の方々に明確に認識してもらえるよう、事業名には、冒頭に必ず「“赤い

	羽根”」と「赤い羽根共同募金マーク」を付記し、通知文、開催案内、看板等に必ず表示する。

(4)　助成金の交付方法

機器整備費	・助成金交付請求の添付書類に「２社以上の見積書の写」、「振込金融機関預金通帳表紙の写」を追加する。
事業費	・助成金交付請求の添付書類の「開催案内等」を「助成標示（“赤い羽根”を冠した事業名）がある開催案内等」に修正する。 ・完了報告の添付書類のうち、「領収書の写し又は金融機関振込控え」について、支払い証明書は不可とする。 ・「お知らせ回覧板」について、その欄外に回覧先（活動地域名）及び回覧年月を明記する。

(5)　別表

①別表１「(4)課題を抱える人」

対象者	新型コロナウイルス感染症の５類移行を踏まえ、「新型コロナウイルス感染症等の影響により苦しむ人たち」を削除する。
事業分類	災害対応の事業分類に重複があったので整理

②別表３

対象経費	「旅費」に宿泊費（上限１万円）を追加する。また、対象外としていたタクシー代は、公共交通機関がない場合は認める。
対象外経費の例示	対象経費の備考欄に記載があるものとの重複を整理する。

２．助成メニュー別の改正

(1)　共通事項

①各取扱要項には「申請受付期間、決定時期、事業の実施期間」及び「申請書および提出の方法」が記載されていたが、これらは助成要綱本文に記載されているため削除する。

②ただし、「地域共生社会づくりモデル事業取扱要領」と「課題解決プロジェクト募金取扱要領」については、要領単独で使用される場合が多い事からそのまま残す。

(2)　個別事項

①　地域福祉活動支援事業取扱要領

全体事項	・助成要綱の冒頭に掲げた全国共通助成テーマ及び重点助成分野について、共同募金助成の基幹である本事業において改めて位置付け、その浸透を図る。 ・新型コロナウイルス感染症の５類移行を踏まえ、対象事業から、「新型コロナウイルス感染症等の影響により苦しむ人たちへの支援」を削除する。 ・末尾に「“赤い羽根”助成認知度アッププロジェクト」について記載し、プロジェクトに対する認識の徹底を図る。
市町社会福祉協議会	・事業費 対象事業を、重点助成分野を意識した「“赤い羽根”助成認知度アッププロジェクト」の助成標示強化プロジェクト及びイチオシ助成プロ

	ジェクトに取り組む事業として位置付け、使いみちを分かりやすく見せることを条件とする。 ・機器整備費 「福祉施設機器整備事業取扱要領」に内容を合わせ、総事業費が 15 万円以上（消費税を含む）の事業を対象とする。
広域活動団体	・事業費 ア 新型コロナウイルス感染症の５類移行を踏まえ、対象事業の例示から、「新型コロナウイルス感染症等の影響により苦しむ人たちへの支援」を削除する。 イ 対象事業に、重点助成分野を意識した支援活動助成を加える。 ウ 助成率を表形式にして見やすくし、同一申請団体からの助成上限である「4 事業、400 万円」をこちらに表示する。

②　福祉施設機器整備事業取扱要領

ア．対象施設

・企業主導型保育所については、特定企業の社員のための保育施設であるため、対象外とする。

イ．対象外経費

・生物については対象外とする。

③　こども食堂誕生日会・福産品応援事業取扱要領

・夏休み支援については、期間を夏季に限定せず通年とし、名称を「野菜ギフト」に変更する。

④　地域共生社会づくりモデル事業取扱要領

・助成額の上限 30 万円について、他と同様に千円未満は切り捨てとする。

⑤　課題解決プロジェクト募金取扱要領

ア．対象とするテーマ（活動分野）及び事業

・　新型コロナウイルス感染症の５類移行を踏まえ、対象とするテーマ及び事業の文中から、「新型コロナウイルス感染症等の影響により苦しむ人たちへの支援」を削除する。

イ．募金に係る事務及び経費

・　募金に係る事務のうち、領収書発行と参加団体名の礼状の送付を行うにあたり、令和６年 10 月から郵便料金が値上がり（84 円➡110 円 1.3 倍）するため、参加団体の募金額から徴収する事務経費割合を募金実績額の２％から２．５％に引き上げる。

３　その他（年度等の変更）

・「令和５年」⇒「令和６年」ほか　月日、曜日等の変更